

消防防災ヘリコプター  
操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム  
の策定について

# 「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」の策定について

令和2年3月

消防庁では、「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」（以下「乗務要件・訓練審査プログラム」という。）を策定しました。本乗務要件・訓練審査プログラムは、令和元年9月24日に消防庁より告示された「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号。以下「基準」という。）において、各運航団体で機長・副操縦士の乗務要件（第7条）、教育訓練（第10条第1項）、操縦士の養成訓練（第11条）、操縦士の操縦技能の確認（第12条）、教育訓練等基本計画（第13条）及び教育訓練等実施計画（第14条）を定めるよう求めることを受け、示すものです。各運航団体においては乗務要件を定めるに当たり、本乗務要件・訓練審査プログラムを参考にしてください。

## 記

### 1 策定の趣旨

基準第7条において運航団体は航空法その他の関係法令が定めるもののほか、「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」の検討結果について（平成30年1月9日消防広第6号消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長通知）を踏まえ、その消防防災ヘリコプターの機長に必要な飛行経歴その他の要件を定めるものとされています。ただし、基準第11条の規定より運航団体で計画を定めて必要な操縦士の養成訓練を行っており、当該養成訓練のために必要と認める場合には、運航団体が安全性を考慮して定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長に必要な要件は、別に定めることができるとされています。また、副操縦士については、必要な飛行経歴その他の要件を定めることが規定されています。本乗務要件・訓練審査プログラムは、運航団体で操縦士の養成訓練に係る計画、及び消防防災ヘリコプターの操縦士の要件を定め、実施するための参考となることを目指しています。

### 2 乗務要件の概要

操縦士を飛行時間・運航技能から「専任機長」、「限定機長」、「副操縦士」の3段階に分け、それぞれの要件を定めました。

#### (1) 操縦士の各段階の乗務範囲

##### ア 専任機長

消防防災活動すべてのミッションにおいて Pilot Flying (PF) として乗務することができる操縦士を指します。副席の操縦士の限定はありません。

##### イ 限定機長

専任機長ではない操縦士であって、ミッション種別ごとに定められた能力認定基準を満たし、運航団体において活動を限定したPFとして乗務することができる操縦士を指します。OJTを実施するため、副席には専任機長がPilot Monitoring (PM)として同乗し、常にアドバイスできる環境を実現することを前提とします。

#### ウ 副操縦士

すべてのミッションにおいてPMとして乗務することができるが、PFとして乗務することができない操縦士を指します。

### (2) 乗務要件の基本的な考え方

上記3段階の要件は、各運航団体において操縦士を採用する際の運航技能・飛行時間が操縦士（及び運航形態）によって異なることから、副操縦士及び専任機長の指標となる乗務条件を定義し、限定機長については段階的な技能審査を経て機長任務の技能認定を行う形としています。段階的な技能審査は次に定める訓練審査プログラムの段階を参考に実施します。

なお、専任機長は「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」において示された機長要件を参考にしています。

### (3) 限定機長の審査方法

限定機長の審査は各運航団体の隊長・機長・整備士長によって総合的に評価することを想定します。なお、その際は外部組織の者による評価を付して評価することを推奨します。

## 3 訓練審査プログラムの概要

ミッション毎に求められる技術の難易度に差があること、経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めました。

### (1) 訓練審査プログラムの基本的な考え方

自主運航団体において経験の浅い操縦士をゼロから養成可能なように、副操縦士から専任機長に養成するために必要な基本的な訓練項目を記載したプログラムとしました。本訓練審査プログラムでは、「基本技能」「情報収集」「救急活動」「一般救助」「水難救助」「山岳救助」「消火活動」の7段階に分け、訓練項目例を記載しています。一方で、必要となる訓練項目は各運航団体の活動地域・状況によって異なるため、ミッション別の段階の前後、あるいはミッション毎の訓練項目の追加・削除は各運航団体の判断によるものとします。

### (2) 定期訓練

定期訓練は本訓練審査プログラムに定める訓練項目を参考に適宜繰り返し行うことを想定しています。

### (3) 限定機長の機長任務の技能認定に係る審査

限定機長の機長任務の技能認定に係る審査は、各訓練段階の訓練を終了後に行われるものとして

います。審査を行う際は、操縦士の飛行時間によらず技能を確認し限定機長の発令を行うことを想定しています。

なお、限定機長が運航団体の定めるすべての審査に合格した場合も、専任機長要件を満たさない場合は副席には専任機長が同乗してください。

#### 4 乗務要件・訓練審査プログラムの活用方法

採用時の操縦士の運航技能・飛行時間や、運航団体の運航形態によって本乗務要件・訓練審査プログラムの活用方法は異なると考えられますが、主に以下の活用方法を想定しています。

(1) 自主運航団体：経験の浅い操縦士（副操縦士要件のみを満たす）を採用する場合

運航委託団体：調達仕様として運航委託と併せて操縦士の養成を求める場合

ア 操縦士採用時の要件：副操縦士要件

イ 訓練内容：本訓練審査プログラムを参考に基本的な技能から養成することを想定している。副操縦士段階では自隊訓練の中で副席に専任機長を配置の上、機長席に座り訓練をしつつ、副操縦士として副席で実ミッションにも就く。訓練及び実ミッションの中で技能を身に付け、段階的に技能審査を受ける。当該ミッションに関する技能に問題ないことが確認された場合、総飛行時間及び機長時間によらずミッション限定で機長任務の認定を受ける。これにより当該ミッションにおいて限定機長として運航できるようになる。

(2) 自主運航団体：一部の限定機長要件を満たす操縦士を採用する場合

運航委託団体：調達仕様として一部の限定機長要件を満たす操縦士による運航委託先での操縦士の養成を求める場合

ア 操縦士採用時の要件：運航団体で定める限定機長要件（副操縦士要件以上、専任機長要件満）

イ 訓練内容：各運航団体の活動地域・状況及び操縦士の技能を審査し、必要な段階から訓練をスタートさせることを想定している。限定機長として認められたミッション種別においては副席に専任機長を配置の上、機長席に座り実ミッションに就く。同時に上位ミッションに関して自隊訓練の中で機長席に座り訓練を行い、機長任務の技能認定を目指す。

(3) 自主運航団体：専任機長要件を満たす経験豊富な操縦士を採用する場合

運航委託団体：調達仕様として専任機長要件を満たす操縦士を求める場合

ア 操縦士採用時の要件：専任機長要件

イ 訓練内容：操縦士採用後、消防防災ヘリに必要な訓練（各運航団体で定める）を自隊訓練として行い、消防防災ヘリの運航に関わるすべての技能を満たしていることを本訓練審査プログラムを参考に確認し、専任機長として任用する。

以上